令和６年度京都御苑脱炭素調査業務に係る仕様書

１．件名

　令和６年度京都御苑脱炭素調査業務

２．業務の目的

政府は気候変動への対策として令和２年10月に「2050年までのカーボンニュートラル」の達成を目標としている。また、京都市は令和４年11月に国が進める脱炭素先行地域に選定され、2030年度までに伏見エリアを中心としつつ全市を視野に電力消費に伴うCO2排出量正味ゼロを目標としており、京都御苑でも脱炭素化の推進が期待されている。

本業務では京都御苑のエネルギー需給状況を調査し、脱炭素化に向けて必要な検討内容について整理することを目的とする。

３．業務履行期限

令和７年3月14日（金）

４.用途地域等

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 区分 | 国民公園 |
| 敷地面積 | 632,696m2 |
| 都市計画区域 | 都市計画区域内 |
| 市街化区域 | 市街化区域 |
| 用途地域 | 第二種住居地域 |
| 防火地域 | 法22条区域 |
| その他地域 | 周知の埋蔵文化財包蔵地、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）、都市施設（公園）、歴史遺産型美観地区（一般地区）、眺望景観保全地域（境内の眺め）、広域避難場所、15m第１種高度地区、京都御苑鳥獣保護区（府指定）、屋外広告物規制区域（禁止地域） |

５．業務の内容

（１）京都御苑におけるエネルギー需給状況の基礎調査

　苑内の脱炭素化を検討するため、京都御苑全域におけるエネルギーの需給状況（電気、ガス、燃料の消費量）を既存資料及び京都御苑中央監視盤savic-netEV(アズビル社製)等から把握し、整理する。なお、電気使用量についてはキュービクル・分電盤毎の使用量を調査し整理する。

調査対象期間：令和元年度から令和５年度までの５カ年

対象施設：別表のとおり

（２）検討内容の整理

基礎調査の結果を踏まえ、苑内の脱炭素化について、検討が必要な項目及び調査について整理する。

（３）打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

* + - 1. 業務着手時
			2. 業務終了時
			3. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

（４）報告書の作成

（１）～（３）の内容を取りまとめて報告書を作成すること。

６．成果物

・紙媒体：報告書2部（Ａ４判50頁程度）

・提出場所：環境省自然環境局京都御苑管理事務所

７.貸与資料

・既存施設の消費エネルギーに関する資料（月ごとの電気、ガス使用量（令和元年～令和５年度分））

・公用車燃料使用量に関する費用（令和元年～令和５年度分）

・既存施設図面（建築・電気設備・機械設備）

・京都御苑構内電気設備図

８．著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

（２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

（３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

（４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

（５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくよ　　うに留意するものとする。

（６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

８．その他

（１）請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

（別添）

１．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第６条第１項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

(基本方針URL https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html)

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

|  |
| --- |
| リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできますこの印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。 |

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

２．その他

　成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。